

足立区基本計画審議会公開要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区基本計画審議会条例施行規則（令和5年足立区規則第44号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、足立区基本計画審議会（以下「審議会」という。）の公開及び会議録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催周知)

第2条 審議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の1週間前までに広報紙、ホームページ等により周知するものとする。周知後に、周知した内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、審議会の日時、場所、傍聴手続その他必要な事項とする。

(傍聴券)

第3条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、審議会場入口において、当日先着順に交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、交付された日に限り傍聴することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、報道関係者及びその他の者で、足立区基本計画審議会会長（以下「会長」という。）が認めたものは、傍聴することができる。

(傍聴人の入退場)

第4条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券を係員に提示しなければならない。

2 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、10人とし、会長が会場の都合等を勘案して減員することができる。ただし、第3条第4項の規定により入場する者は、この数に含めない。

(傍聴の禁止)

第6条 次に該当する者は、傍聴することはできない。

(1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯した者

(2) 酩酊していると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 拍手その他の方法で、自己の意思表示をしないこと。

(2) 議事の進行を妨げる音を発し、又は声をたてないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴人は、原則として傍聴席において写真撮影、ビデオ撮影及び録音をしてはなら

ない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(審議非公開の場合の退場)

第10条 傍聴人は、足立区基本計画審議会条例（令和5年足立区条例第1号）第8条ただし書の規定の規定により、審議を非公開としたときは、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要綱に違反し、係員の指示に従わないときは、会長は、これを退場させることができる。

(会議録)

第12条 会長は、規則第9条の規定に基づき作成した会議録及び会議資料を区民の閲覧に供することとする。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 議題及び議事概要
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) その他議長が必要と認めた事項

付 則（5足政副基発第28号 令和5年6月14日 政策経営部長決定）

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。